

第2章 計画策定の方向性

1 環境をめぐる社会の動き

2 北区の地域特性

3 前計画の検証

4 計画策定に向けた視点

1-1 環境政策全般

● 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

平成27（2015）年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17のゴール（目標）と169のターゲット、232の指標が掲げられ、国家レベルだけでなく、個人、民間団体、事業者や地方公共団体などの多様な主体が連携して行動することが求められています。

また、SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）



出典：国際連合広報センターウェブサイト

第五次環境基本計画

平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画*」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーション*を創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、環境政策の具体的な展開では、6つの「重点戦略」(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。

コラム~Column~

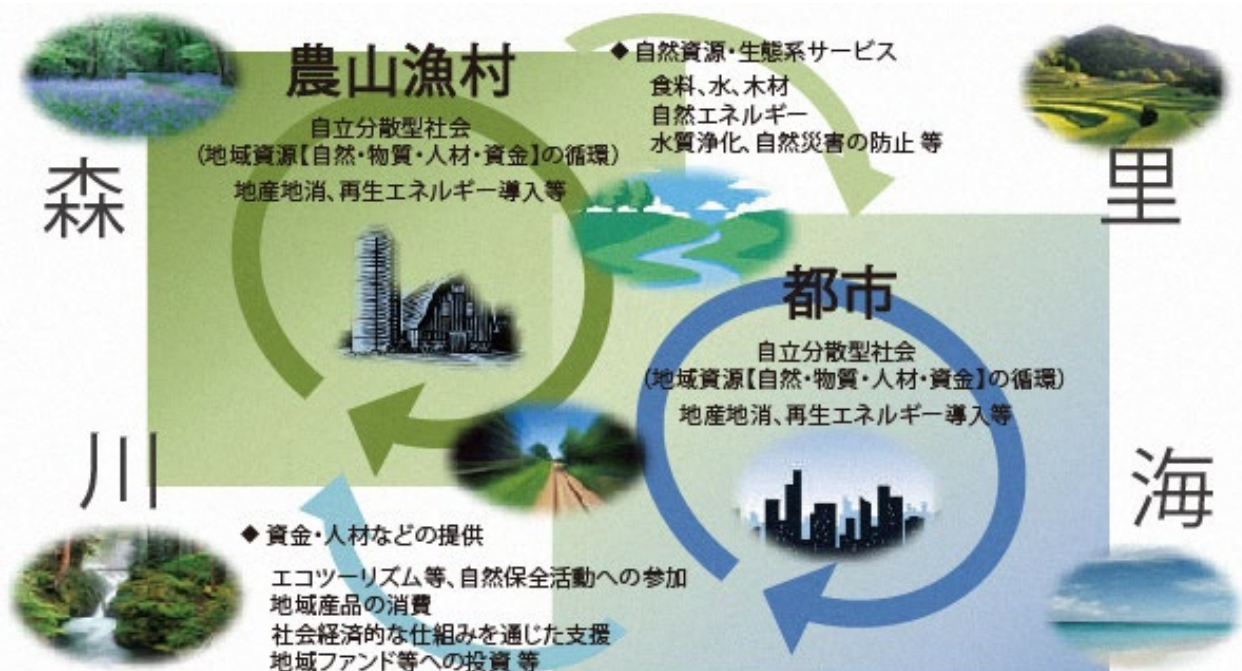
地域循環共生圏(ローカルSDGs)

人口減少時代に入り、高齢化や過疎化が進む地方ですが、一方で自然の恵みの宝庫です。その恵みを環境に配慮された持続可能な形で、エネルギー・食糧・観光資源として活用できれば地方を元気にすることができます。

また、地方は都市に依存していると思われがちですが、実は、都市が地方に依存しており、地方の自然の恵みが生み出す多くのエネルギー・水・食糧、そして人材も地方から都市にもたらされています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、都市と地方の広域的なネットワーク(自然的なつながり、人・資金等の経済的なつながり)を構築し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、地域でのSDGsの実践を目指すものです。

◆地域循環共生圏の概念図



出典：第五次環境基本計画の概要(環境省)

1-2 気候変動対策

パリ協定

平成27（2015）年12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP* 21）では、令和2（2020）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、平成28（2016）年11月に発効し、令和2（2020）年に実施段階に入りました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などを決定しました。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

コラム～Column～

IPCC* 1.5℃特別報告書

気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、IPCC 第48回総会（平成30（2018）年10月）において、「1.5℃特別報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界のCO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要であることなどが示されています。

◆1.5℃と2℃の地球温暖化に関する主な予測の比較

	1.5℃の地球温暖化に関する予測	2℃の地球温暖化に関する予測
極端な気温	・中緯度域の極端に暑い日が約3℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約4.5℃昇温する。(H)	・中緯度域の極端に暑い日が約4℃昇温する。(H) ・高緯度域の極端に寒い夜が約6℃昇温する。(H)
強い降水現象	・世界全体の陸域で、強い降水現象の頻度、強度及び/または量が増加する。(H) ・いくつかの北半球の高緯度地域及び/または高標高域、東アジア並びに北アメリカ東部において、1.5℃に比べて2℃の地球温暖化においての方がリスクが高くなる。(M)	
森林火災	・2℃に比べて1.5℃の地球温暖化においての方がリスクにおいて伴う影響が低い。(H)	
生物種の地理的範囲の喪失	・調査された105,000種のうち、昆虫の6%、植物の8%及び脊椎動物の4%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)	・調査された105,000種のうち、昆虫の18%、植物の16%及び脊椎動物の8%が気候的に規定された地理的範囲の半分以上を喪失する。(M)
漁獲量の損失	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約150万トン損失する。(M)	・海洋での漁業について世界全体の年間漁獲量が約300万トン損失する。(M)
サンゴ礁の消失	・さらに70～90%が減少する。(H)	・99%以上が消失する。(VH)

※VH：確信度が非常に高い H：確信度が高い M：確信度が中程度

出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

IPCC 第6次評価報告書

IPCC*第54回総会（令和3（2021）年8月）において、気候変動に関する最新の科学的知見を評価し取りまとめた「第6次評価報告書 第I作業部会報告書」が承認・受諾されました。

同報告書では、地球温暖化*が起きていることだけでなく、地球温暖化が人間の影響で起きていることを、初めて「疑う余地がない」と評価しているほか、気候変動の悪影響は既に広範囲に及んでいること、地球温暖化を1.5℃付近に抑えたとしても、気候変動に関連する損失と損害を大幅に低減させるが、それら全てを無くすことはできないことなどが示され、緩和と適応をとともに実施するプロセスの重要性を強調しています。

2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会*の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、CO₂を資源と捉えて再利用するカーボンリサイクル*をはじめとした、革新的なイノベーション*の実用化を見据えた研究開発の加速、グリーン投資、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

ゼロカーボンシティ

「地球温暖化対策の推進に関する法律*」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び推進するように努めるものとされています。

国の2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル*）に取り組むことを表明（ゼロカーボンシティ）した地方公共団体が増えつつあり、北区は令和3（2021）年6月に「北区ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

令和4（2022）年12月28日現在、823自治体（45都道府県、476市、20特別区、239町、43村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（カーボンニュートラル*）」を表明しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」については、令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向け、改正された法律が令和4（2022）年4月に施行されました。

今回の改正では、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改めたほか、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した再生可能エネルギー*の促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

気候変動への適応に向けた法整備、計画策定等

地球温暖化*に伴う気候変動は、人間社会や自然の生態系*の危機に繋がると考えられており、既に世界中で異常気象による甚大な被害が報告されています。近年、日本においても各地で強い台風や集中豪雨などによる災害が頻繁に発生しています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」と言い、低炭素社会*の形成を目指す「緩和策*」とともに、既に生じている温暖化による影響に適切に対応する「適応策*」に積極的に取り組む必要があることから、平成30（2018）年12月に「気候変動適応法*」が施行され、令和3（2021）年10月に新たな「気候変動適応計画」が閣議決定されました。



荒川岩淵関緑地

1-3 資源循環対策

第四次循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会*の形成、低炭素社会*や自然共生社会*との統合的取組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマス*の地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネス*の促進、評価」、「家庭系食品ロス*半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取組みを推進することとしています。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定

海洋プラスチック*ごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行されました。

令和元（2019）年には、使い捨てプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル*の推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

北区でも、国や都におけるプラスチックの再資源化に向けた取組みを踏まえ、令和3（2021）年度より中間処理事業者の選定や区民への周知啓発などを行い、プラスチックごみ分別回収の事業展開に向け取り組んでいます。

食品ロスの削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では令和2（2020）年度に、約522万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元（2019）年に制定、施行されました。同法第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めていることから、北区では「北区食品ロス削減推進計画」を策定し、区内における食品ロスの削減に向けた取組みを推進しています。

また、食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSSプロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取組みが実施されています。

1-4 東京都の動き

東京都環境基本計画

東京都は、世界の主要都市の一員として、世界の、そして東京の未来を切り拓き、都の環境施策を更に大胆に加速するため、目指す都市の姿として『成長』と『成熟』が両立した、持続可能で、安心・安全、快適な未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京』を掲げた「東京都環境基本計画*」を令和4（2022）年9月に策定しました。

このなかで、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識のもと、持続可能な都市の実現に不可欠な取組みとして、戦略1「エネルギーの脱炭素*化と持続可能な資源利用によるゼロエミッション*の実現」、戦略2「生物多様性*の恵みが続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、戦略3「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を位置付けるとともに、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応するための取組みとして「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」を戦略0として加え、「3 + 1」の戦略を展開していくこととしています。

◆目指す都市の実現に向けた3 + 1の「戦略」

目指す都市の実現に向けた3 + 1の「戦略」 - 2050年に向けては、2030年までの行動が極めて重要 -

戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

<都のこれまでの取組>

- ・国や東京電力に対する緊急要望等の実施
- ・HTT(Ⓜ減らす・Ⓜ創る・Ⓜ蓄める)取組を加速・徹底
- ・都自らの率先的な省エネ・節電・再エネ導入の徹底

<施策の方向性>

- ・直面するエネルギー危機への対応
→HTTをキーワードに、都が先頭に立ち、都民・事業者等の行動変容を促進
- ・エネルギーの脱炭素化施策の抜本的な強化・徹底
→省エネ対策と脱炭素化施策を強化・徹底し、化石燃料依存から脱却

戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

<2050年のあるべき姿>

「ゼロエミッション東京」を実現し、世界の「CO₂排出実質ゼロ」に貢献

<2030年目標(抜粋)>

- ・都内温室効果ガス排出量（2000年比） 50%削減（カーボンハーフ）
- ・再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度
(中間目標2026年30%)
- ・乗用車の新車販売台数に占めるZEVの割合 50%
- ・水素ステーションの整備 150か所
- ・家庭と大規模オフィスビルからのプラスチック焼却量（2017年度比） 40%削減
- ・フロン（HFCs）排出量（2014年度比） 65%削減

<施策の方向性>

- ・再生可能エネルギーの基幹エネルギー化
- ・ゼロエミッションビル・住宅の大幅拡大、ゼロエミ地区の形成など
(条例改正による一定の新築住宅等への太陽光発電等の設置義務化等)
- ・ZEV・充電インフラの整備促進
- ・水素利用の更なる促進
- ・持続可能な資源利用の実現、サーキュラーエコノミーへの移行
- ・フロン排出ゼロに向けた取組の推進
- ・適応策を強力に推進し、気候変動の影響によるリスクを最小化
- ・全庁一丸となって都の率先行動を大胆に加速

戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

<2050年のあるべき姿>

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

<2030年目標(抜粋)>

- ・生物多様性を回復軌道に乗せる
(=ネイチャーポジティブの実現)

<施策の方向性>

- ・生物多様性の保全と回復、持続的な利用、理解と行動変容に資する施策の推進

戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

<2050年のあるべき姿(抜粋)>

- ・世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現
- ・環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化
- ・都内区市町村や近隣自治体等と連携し、強靱な廃棄物処理体制を確立

<2030年目標(抜粋)>

- ・PM_{2.5}:各測定局年平均10μg/m³以下
- ・化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減
- ・一般廃棄物の排出量:410万t

<施策の方向性>

- ・大気環境等の更なる向上
- ・化学物質等によるリスクの低減
- ・廃棄物の適正処理の一層の促進

政策の実効性を高める横断的・総合的施策

出典：東京都環境基本計画〈概要〉（東京都）

ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

東京都は、パリ協定*を踏まえ、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに「ゼロエミッション*東京」を実現するための脱炭素*戦略として、「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年に策定しました。

令和3（2021）年1月には2050年CO₂排出実質ゼロに向けた行動の加速を後押しするマイルストーンとして、令和12（2030）年までに温室効果ガス*を50%削減する「カーボンハーフ」を表明し、政策強化などを盛り込んだ見直し計画「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を令和3（2021）年3月に策定しました。

東京都気候変動適応計画

東京都は、令和3（2021）年3月に、気候変動適応法*第12条に基づく地域気候変動適応計画として、①自然災害、②健康、③農林水産業、④水資源・水環境、⑤自然環境の5つの分野における適応策*を取りまとめた「東京都気候変動適応計画」を策定し、あわせて同計画に記載された取組みについて、令和3（2021）年度から3年間の取組み予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示しました。

また、都内における気候変動適応を推進するため、「東京都気候変動適応センター」を令和4（2022）年1月に開設しました。

東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都は、廃棄物行政の基本的な方向を示す計画として、「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」及び「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げた、新たな「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和3（2021）年9月に策定しました。

カーボンハーフの表明などを踏まえ、資源ロスの更なる削減、廃棄物の循環的利用の更なる促進、健全で信頼される静脈産業*の発展などが盛り込まれています。

2

北区の地域特性

2-1 自然条件

位置・地形

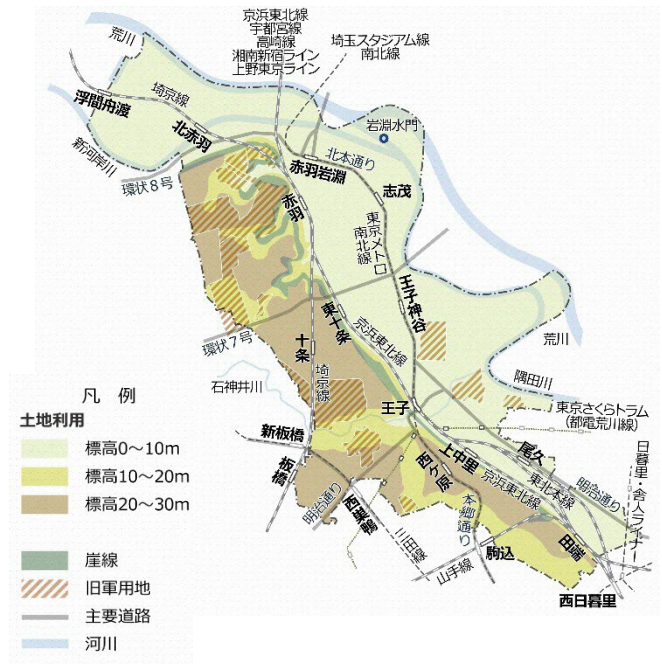
北区は東京都の北部に位置し、荒川をはさんで埼玉県と接し、隅田川をはさんで足立区に接しています。区域は東西に約2.9km、南北に約9.3kmと南北に細長い形状で、面積は20.61km²となっています。

北区の地形は、JR京浜東北線を境に、西側の山手台地と東側の下町低地に分けられます。

台地部は水はけのよい関東ローム層が堆積し、低地部は荒川の土砂が堆積した沖積低地となっています。

水系については、荒川、新河岸川、隅田川、石神井川が流れています。台地と低地の崖線を中心に13の湧水地点があります。

◆北区の地勢



出典：北区都市計画マスタープラン 2020（令和2年）

自然・みどり、生物多様性

公園・緑地は、合計203ヶ所、総面積1,074,061m²が整備されています。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園100選に選ばれた音無親水公園、荒川緑地一帯をはじめとする貴重な緑や水辺があり、みどりとうるおいの街並みを形成し、憩いの場となっています。

令和4（2022）年時点における区民一人当たりの公園面積は、3.06m²と区部平均の4.38m²を下回っています。平成30（2018）年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は379.51ha、緑被率は18.43%となっています。

区内に残された貴重な自然環境を把握することを目的に、平成17（2005）年度から19（2007）年度にかけて植物、昆虫、野鳥、小動物の生物調査を実施し、ガイドブックを作成しました。

また、公園内の野鳥調査を毎月実施しているほか、河川の生物生息調査を毎年度実施しています。令和3（2021）年度の調査では、31種類の魚類を確認し、東京都レッドリスト*記載種は9種類、環境省レッドリスト記載種は6種類、外来種*は4種類確認しました。

コラム～Column～

北区の希少な魚類

令和3（2021）年度の河川の生物生息調査において確認された魚種は31種類601尾となりました。調査を始めてから今までに確認された魚種は59種類となりました。

東京都レッドリスト*記載種は9種類、環境省レッドリスト記載種は6種類、外来種*は4種類確認されました。魚種の内訳は、淡水魚種と海水・汽水性魚種であり、広い範囲が汽水域や感潮域である北区内河川の特徴を表しています。

石神井川・石神井川もみじ緑地ワンドなどで確認されたアブラハヤ・シマドジョウ・メダカ・ギバチは、元々この川には生息せず、多くの魚種は川での流程分布も異なるため、明らかに人為的放流によるものと考えられます。人為的放流は地域に形成された生物相や生態系*に様々な影響を及ぼす可能性があるため、絶対に行うべきではありません。

◆魚類の絶滅危惧種等の確認状況

目名	科名	種名	荒川	隅田川	新河岸川	石神井川	東京都 レッドリスト	環境省 レッドリスト	国内 移植種
コイ	コイ	ニゴイ	○				準絶滅危惧		
		アブラハヤ ^{※1}				○	絶滅危惧Ⅱ類		○
		マルタ	○	○		○	準絶滅危惧		
		ハス	○					絶滅危惧Ⅱ類	○
	ドジョウ	ゲンゴロウブナ	○					絶滅危惧ⅠB類	○
		ドジョウ				○		準絶滅危惧	
ダツ	メダカ	メダカ ^{※2}				○	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
	サヨリ	クルマサヨリ	○				絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	
ナマズ	ギギ	ギバチ ^{※2}				○	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
スズキ	ハゼ	ヌマチチブ	○		○		準絶滅危惧		
		アシシロハゼ	○				準絶滅危惧		

※1 荒川水系の天然分布種だが、本流からの溯上はできない。また都市河川である石神井川では、国内他水域からの人為的放流の可能性が極めて高い

※2 東京都では野生個体群が絶滅状態なので、人為的な放流と思われる

「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2020年版」（東京都環境局）

絶滅危惧Ⅰ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

留意種：現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、容易に個体数が減少することがあり得るため、その動向に留意する必要があるもの

「環境省レッドリスト2020【汽水・淡水魚類】」

絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧ⅠB類：ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの

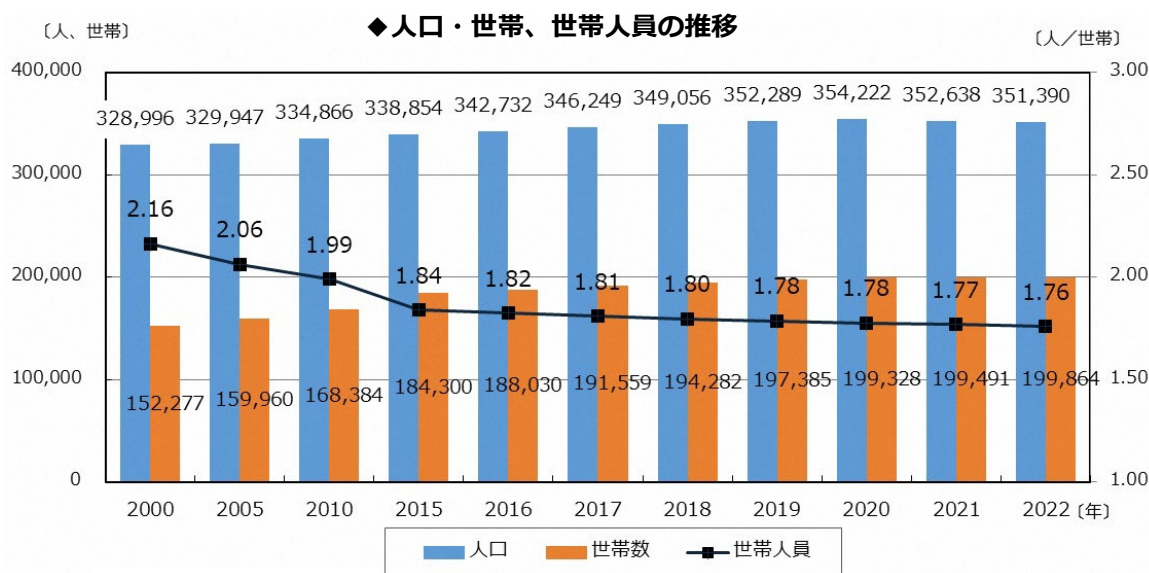
2-2 社会条件

人口・世帯

人口、世帯数は、令和4（2022）年4月1日現在、351,390人、199,864世帯となっています。人口は直近2年での微減はありますが、近年の社会増を中心とした増加傾向にあります。北区人口推計調査においても増加傾向が続くことが予測されますが、令和18（2036）年をピークに減少に転じると推計されています。

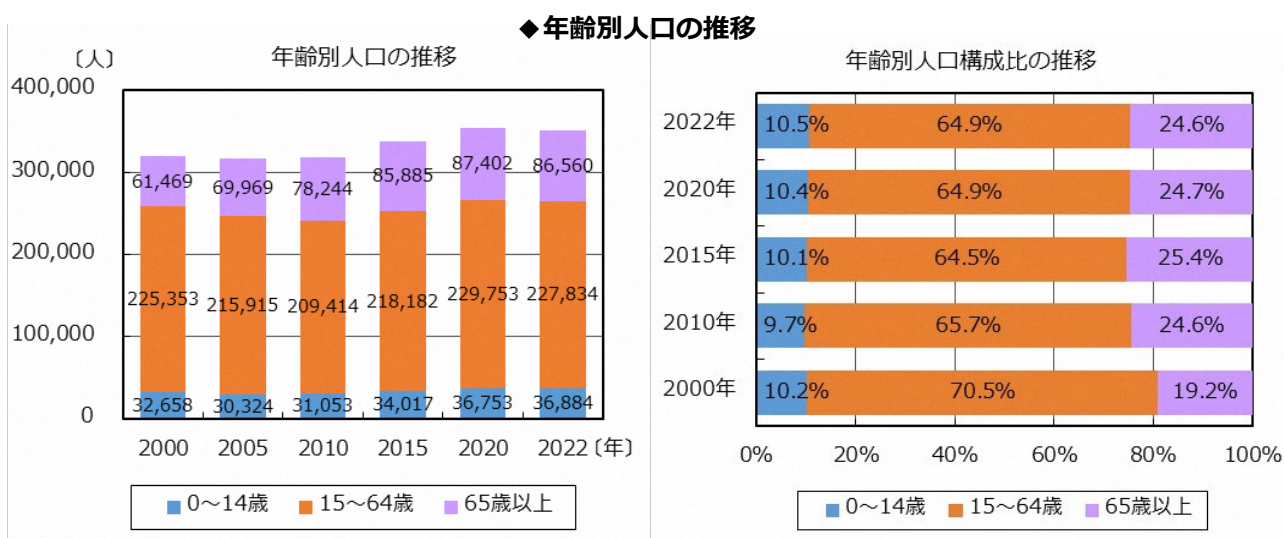
世帯数も増加傾向にあります。世帯人員は、平成12（2000）年の2.16人から令和4（2022）年には1.76人へと減少しています。

年齢別の人口は、年少人口が横ばい傾向、生産年齢人口が減少傾向、高齢者人口が微増傾向で推移しています。令和4（2022）年における年齢別人口構成比は、東京都全体の構成比と比較すると年少人口割合がやや少なく、高齢者人口割合がやや多くなっています。



※各年4月1日時点

出典：北区 世帯人口の増減表



※各年1月1日時点

※各年1月1日時点

出典：北区 人口統計表

◆人口の将来推計※



※令和3年の総人口数は1月1日時点

出典：北区人口推計調査報告書（令和3年10月）

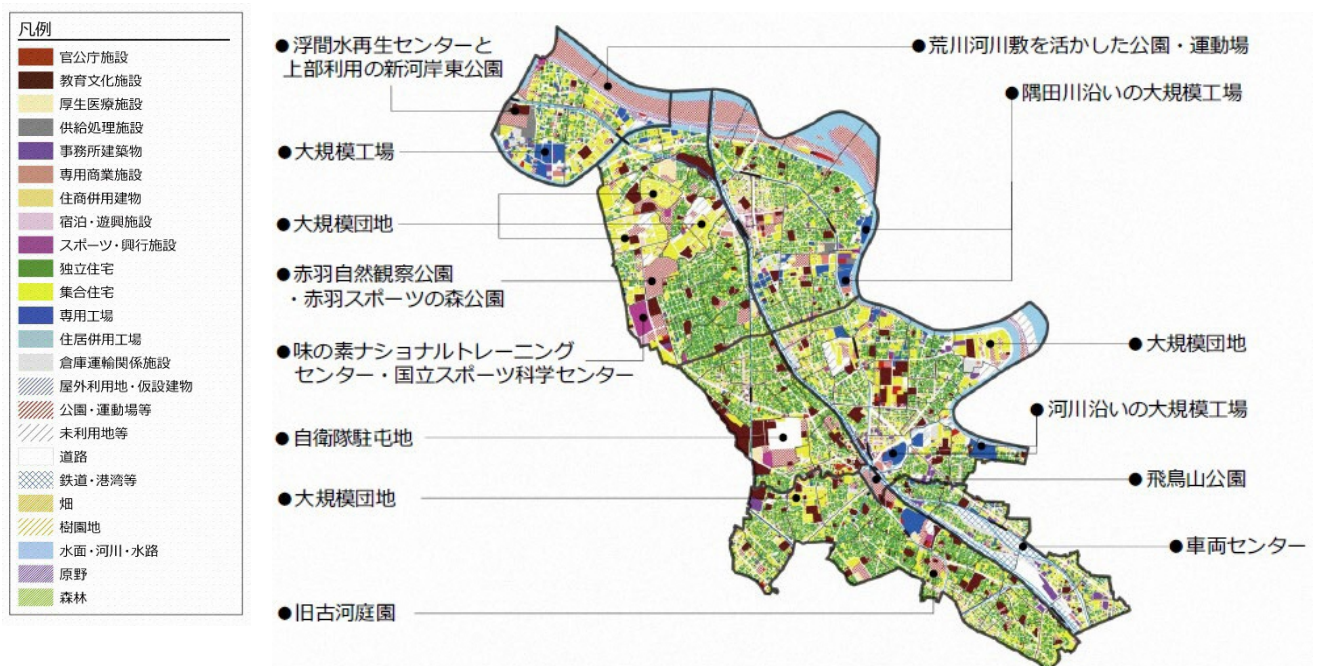
● 土地利用・市街地構造

平成29（2017）年時点における北区全域の土地利用割合は、住宅用地が30%以上を占めており、商業用地は約7%、工業用地は約5%を占めています。緑被地や水面の割合を示すみどり率は約26%となっています。

また、令和4年度時点における地域地区等は、区の全域が都市計画区域となっており、市街化区域については、住居系用途地域が990.8haで約50%、商業系用途地域が411.9ha及び工業系用途地域が419.4haとそれぞれ約23%となっています。

北区の市街地は、赤羽、王子、田端などの鉄道駅を中心に業務・商業系の市街地、台地部が住居系の市街地、低地部が住・商・工が複合した市街地、河川沿いが住・工が複合した市街地構造となっています。

◆北区土地利用現況図（平成29年現在）



出典：北区都市計画マスタープラン2020（令和2年）

建築物・住宅

令和2（2020）年における北区の建物棟数は63,840棟となっており、うち約93%の59,183棟が戸建て住宅・アパート・マンションなどの住居系の建物となっています。

さらに、平成30（2018）年現在における住宅の建て方を見ると、一戸建てが21%、アパート・マンション等の共同住宅が79%となっています。さらに住宅の所有状況では、持ち家が39%、借家が61%となっています。

交通

鉄道は、西側台地と東側低地との境界線上、区のほぼ中央を南北にJR京浜東北線、東北本線が通り、ほぼ沿った形で東北・上越・北陸新幹線が通過しています。その西側を埼京線、概ね東側を東京メトロ南北線が通っています。

道路は、首都高速道路王子線をはじめ、中山道、北本通り、明治通り、環状7号線・8号線など、東京都区部における重要な道路が通っています。

また、路線バスとして、都営バス、国際興業バス、関東バス、東武バスが運行しているほか、地域公共交通として、北区のコミュニティバス「Kバス」が運行しています。

産業

産業別事業所数及び従業者数

産業別事業所数及び従業者数は、平成28（2016）年時点で、第一次産業が3事業所・16人、第二次産業が1,917事業所・21,004人、第三次産業が10,616事業所・103,745人となっており、第三次産業の比率が高くなっています。

事業所数、従業者数とも、多少の増減はあるものの減少傾向で推移しています。

商業

卸売・小売業について、平成24（2012）年以降、商店数は微減、従業者数は増加傾向で推移し、平成28（2016）年時点で2,299店、従業員数18,885人となっています。

年間商品販売額も平成24（2012）年以降は増加傾向にあり、平成28（2016）年時点では、約10,239億円となっています。

工業

平成30（2018）年時点で事業所数が224事業所、従業員数は8,539人、製造品出荷額は1,752億円となっています。

事業所数、製造品出荷額等は減少傾向で推移していますが、従業者数は微増しています。

平成29（2017）年の事業所数の内訳は、印刷・同関連業が全体の31.3%と最も多く、次いで金属製品製造業が8.5%、その他の製造業が8.5%となっています。

3

前計画の検証

計画改定にあたり、前計画で示されている基本目標が達成され、望ましい環境像「自然環境共生都市 ～みんなが環境を考え・行動するまち～」の実現へとつながっているかどうか、成果指標の達成状況及び区民アンケート調査における「環境の満足度」の増減をもとに、総合的な評価を実施しました。（詳細は資料編「2. 北区の環境に関する意識・意向調査結果の概要」及び「3. 北区環境基本計画2015の進捗評価」を参照）

基本目標ごとの検証結果の概要は、次のとおりです。

◆前計画の進捗状況と見直し課題

- 計画期間内で新たに実施または実績が向上した施策
- 未実施または実績が低下した施策

【基本目標1】北区の環境を育むきずなづくり （施策の柱） <ol style="list-style-type: none"> ① 環境保全・創造のための人・地域づくり ② 環境経営の促進 ③ 環境に関する情報共有の仕組みづくり 	
進捗状況 ○各種の環境情報の発信・共有、学校などにおける環境教育*の推進、自然観察会の開催、北区環境大学をはじめとする環境人材づくりなどの取組みを実施している。 ○区民の参加を前提とする成果指標（講座の開催数や参加者数等）の多くが計画当初の目標を上回って達成した。 ●優れた取組みに対する表彰制度や環境経営に関するセミナーなど、一部の施策について未実施あるいは終了している。 ●区民の環境活動についての施策に対する重要度の認識が低い。	見直し課題 ◆区民や事業者の興味をひきつける情報発信の方法の検討 ◆区民等が参加したくなる講座及びイベントの企画、実施
【基本目標2】安全・安心な区民生活環境の確保 （施策の柱） <ol style="list-style-type: none"> ① 身近な環境問題に関する取組み ② 包括的な化学物質対策 ③ 広域的な環境問題の解決に向けた取組み 	
進捗状況 ○法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを実施 ○大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類とも環境基準*をほぼ達成 ○北区の環境に関する満足度では、「静けさ」「空気のきれいさ」「水辺のきれいさ」等の身近な生活環境に対し、概ね上昇した。 ●「地域内の清潔さ」に対する区民の満足度については減少した。	見直し課題 ◆地域内の環境美化について、対策の改善・強化

<p>【基本目標3】 みんなで目指す低炭素・循環型の北区</p> <p>(施策の柱) ① 積極的な参加が期待されるエネルギー対策 ② 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入 ③ 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○省エネ行動の周知・啓発活動、新エネ・省エネ機器等の導入支援、3R*行動の周知、区有施設における新エネ・省エネ設備の導入などの取組みを実施している。</p> <p>○新エネ・省エネ機器等の導入助成件数をはじめとする、成果指標の多くが計画当初の目標を上回って達成した。</p> <p>○地球温暖化*対策に関する区の取組みに対する区民の満足度が上昇した。</p> <p>●区域から排出される温室効果ガス*排出量は、基準年である平成25(2013)年の1,272千t-CO₂から令和元(2019)年は1,163千t-CO₂と減少したが、削減率は約8.6%にとどまっている。</p> <p>なお、温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量については、基準年である平成25(2013)年の1,211千t-CO₂から令和元(2019)年は1,061千t-CO₂と12.4%の削減となっているが、その他ガスは62千t-CO₂から101千t-CO₂と62.9%の増加となっている。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆2050年カーボンニュートラル*の実現を目指し、新たな地球温暖化対策、ごみの減量・資源循環対策の充実・強化</p> <p>◆区の特性を踏まえた気候変動適応策*の充実・強化</p>
<p>【基本目標4】 区民と自然が共生できる仕組みづくり</p> <p>(施策の柱) ① 生物多様性の重要性に対する理解の促進 ② 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり ③ 環境保全上健全な水循環の回復</p>	
<p>進捗状況</p> <p>○生物多様性*の保全に向けた調査の実施、生物保全対策、公園・緑地などの整備、まちなか緑化などの取組みを実施している。</p> <p>○自然に関する環境学習講座や河川生物生息調査の実施など、成果指標については、概ね当初計画の目標を達成した。</p> <p>○生きものの豊かさ、自然の豊かさ、みどりの豊かさなど、全ての項目で区民の満足度が上昇した。</p> <p>●緑被率に関して若干の低下が見られた。</p>	<p>見直し課題</p> <p>◆生物多様性の保全を含めた、みどりの「質」を高めていくための対策の充実・強化</p> <p>◆「保全」だけでなく、みどりの更なる「活用」の検討</p>

4

計画策定に向けた視点

環境をめぐる社会の動きや北区の地域特性、前計画からの見直し課題などを踏まえて、以下に示す視点のもとで、本計画の策定を行いました。

SDGs の考え方を取り入れた計画

環境・経済・社会の統合的解決

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、区の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを庁内及び区民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

バックカスティング～目指す未来の姿から逆算して考える

現状から将来を予測するフォアカスティングの立場から客観的な分析を行いつつも、あるべき持続可能な社会を作ろうとする理想追求型・未来志向型のバックカスティングの考え方に基づいた計画とします。

あらゆる主体同士のパートナーシップの強化

北区が目標とする環境像の達成のためには、区民や事業者、区、国及び東京都、関係団体等様々な立場にあるあらゆる主体が、それぞれの役割を実践し、力を発揮することができる、環境に貢献できる仕組みづくりが求められることから、各主体同士のパートナーシップの強化をより一層図るための計画とします。

地域循環共生社会（ローカル SDGs）の実現

SDGs を地域で実践するためのビジョンである「地域循環共生圏」の考え方に基づき、北区の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、地方とのつながりを基盤とした、地域の活力が最大限発揮されるまちづくりを目指すための計画とします。

さらに、地域全体で SDGs 「環境・経済・社会の統合的課題解決」に取り組むことで、シビックプライド^{※1}の醸成と「共創」による新しい地域価値の創造が行われ、誰もが暮らし続けたいと思えるまち、誰もが自分らしく活躍できるまちの実現へとつなげていくための計画とします。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた計画

脱炭素社会の実現に向けたロードマップ

パリ協定*が定める「産業革命前からの世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えること」を可能な限り追求していくため、「2050カーボンニュートラル*」を掲げ、脱炭素*社会の実現に向けた取組みを先導していきます。そのために、これまでの「低炭素*」の考え方から「脱炭素」の考え方へシフトし、中長期的な視点から、二酸化炭素排出削減量等の新たな目標設定を行い、2050年へのロードマップを示し、特に2030年までの期間を取組みの重要な集中期間と位置づけます。

脱炭素に向けた活動を日常にするしくみづくり

脱炭素*に向けた生活行動・経済活動が日常的な習慣として定着するよう、区民、事業者の行動変容を促進する計画とします。

行動変容がどのように二酸化炭素排出削減に貢献するのかを「見える化」するなどの情報発信を行うことで、区民、事業者が行う環境活動の取組みを拡大していくとともに、区民、事業者とのパートナーシップによる取組みの充実・強化を図ります。

気候変動への適応と持続可能でレジリエントなまちづくり

いつまでも安心して住み続けられるまちへ

誰もが健康で快適に暮らし、働くことができる安全・安心なまちづくりのためには、気候変動をはじめとする環境問題に迅速かつ的確に対応することが必要です。

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから区民の命と安全・安心な生活を守るため、国や東京都と連携しながら気候変動への適応策*の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる「持続可能でレジリエント**2なまちづくり」を実現する計画とします。

コロナ禍からのグリーン・リカバリー

サステナブルな活動を行う区民・事業者を支援

新型コロナウイルス感染症*がもたらした多くの変化を考慮し、環境や社会の持続可能性を優先した経済回復「グリーン・リカバリー**3」の視点を取り入れた計画とします。

区民や事業者に過度な負担を与えることなく、気候変動や生態系*の保全に配慮しながら経済や社会の回復を目指すことを意識し、サステナブル（持続可能）な生活行動・経済活動を行う区民、事業者の活動を支援していきます。

ポストコロナ時代を見据えた環境施策

「新しい生活様式」の定着を背景とする、身近に楽しめる自然への関心の高まりを踏まえた地域の魅力の再発見につながる取組みとともに、テレワークやリモート会議といった働き方をはじめとした社会の変化に対応するため、DX（デジタルトランスフォーメーション）**4、その他様々な革新的イノベーション*の推進によるデジタル化・オンライン化・AI活用等、ポストコロナ時代を見据えた環境施策の推進を図ります。

※1 「都市に対する市民の誇り」、「まちづくりに対して持つ責任感」、「自らまちを形成している一人である」という認識を持つこと」という意味合い。

※2 弾力や柔軟性があるさま。「レジリエントなまち」とは、自然災害などにより都市機能が壊れない強さではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のこと。

※3 新型コロナウイルスの感染*拡大による景気後退への対策で、単にもとどおりの生活状況に戻すのではなく、脱炭素社会の実現など環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法のこと。

※4 進化したデジタル技術を浸透させることで、社会や人々の生活をより良いものへと変革すること。